

鳥取市手づくりまつり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市手づくりまつり補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ものづくりを通して、子どもたちの技術、科学などへの興味、関心を高めるとともに、地域のものづくりの担い手を育てることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）及び本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ別表に定めるところによるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業は、補助対象事業から除く。

(補助金の算定)

第4条 本補助金は、補助対象経費（会費等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号とする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を必要としない場合)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条ただし書きの規定に基づき、本補助金は、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行われなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費
(1)手づくりまつりの運営、実施に係る事業 (2)子どもの健全育成と指導者の育成に寄与する事業	手づくりまつり実行委員会	次に掲げる経費とする。ただし、食糧費は除く。 (1)報償費 (講師、専門家等への謝礼等) (2)旅費 (講師、専門家等の交通費又は通行料金等) (3)需用費 (チラシ・ポスター等の印刷費、材料費、消耗品費等) (4)役務費 (通信運搬に係る経費、保険料等) (5)使用料 (会場使用料等) (6)賃借料 (車両、機械等の賃借料等)

様式第1号（第5条、第9条関係）

手づくりまつり補助金事業計画（報告）書

1 事業計画（報告）

団体	
代表者名	
事業内容	
備考	

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用	活用補助金名	補助対象事業内容	問い合わせ先
有 ・ 無			

